

◎ 刑法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一編〔略〕 第二編 罪 第一章〜第三章〔略〕 第四章 国交に関する罪（第九十条―第九十四条） 第四章の二 日本国国章損壊の罪（第九十四条の二） 第五章〜第四十章〔略〕 第四章の二 日本国国章損壊の罪 第九十四条の二 日本国に対して侮辱を加える目的で、日本国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。	目次 第一編〔略〕 第二編 罪 第一章〜第三章〔略〕 第四章 国交に関する罪（第九十条―第九十四条） 〔新設〕 第五章〜第四十章〔略〕 〔新設〕 〔新設〕